

本・支両藩家臣団の成立と構成

長谷川成一

はじめに

近世史料部においては、昭和四五年度文部省科学研究費による「未採訪大規模史料群による藩政史の総合的研究」の一環として宇和島藩を取りあげ、昭和四五年以来、宇和島伊達文化保存会において同藩史料の調査蒐集を実施してきた。本稿においては、同会所蔵の藩政史料の中でも、特に家臣団（宇和島藩及びその支藩である吉田藩を含む）関係史料は、幕藩体制成立期家臣団の実態をあきらかにする上で有益なものが多いから、その史料紹介をかねて、宇和島・吉田両藩家臣団の成立と構成について私見をくわえることにしたい。

なお、本文にあげたI・II・III表は、本稿末に一括して掲げた。

一 伊達秀宗の宇和島入部

慶長一九年一二月二九日、伊達秀宗は幕府から伊予宇和島十万石を拝領した。⁽¹⁾これは大坂冬の陣における伊達氏の功績が認められた結果与えられたものであって、秀宗は元和元年二月末に宇和島へ入った。その際、秀宗の父政宗は秀宗を補佐する有力家臣として、伊達家老である桑折左衛門景頼を秀宗の入部後に宇和島へ遣した。⁽²⁾また、当初、秀宗へ付属させる予定であった内崎越後守のかわりに、山家清兵衛公頼を千石取の家老として付すこととした。⁽³⁾

秀宗は宇和島入部の時点では、自己の家臣として三種類の集団を同道した。一つは五十七騎衆と呼ばれる家臣達であって、三集団中、最大の勢

力を保持していた。⁽⁵⁾この集団は宇和島藩において、格別の家格を構成したといわれる。入部の時に選定された五十七騎衆とは別に、秀宗が入部する以前に既に秀宗に付属していた家臣集団があつた。一つは秀宗が一歳に達した時に付けられたといわれる家臣で、すなわち、慶長八年に政宗の選によって定められた一四名の者達である。⁽⁶⁾この集団には特別な名称がなく、しかも後にこの衆の中から活躍した人材が輩出しなかつたこともあって、普通一般の藩士と何ら変らない存在となつた。他のもう一つの家臣集団は、「秀宗様御小姓衆」と呼ばれる者達で、三〇名を数えることができる。⁽⁷⁾小姓衆の中には、須田・甲斐・神尾など、五十七騎衆中の桜田や山崎などと共に、宇和島藩のみならず吉田藩の藩政主導者として活躍した人物が名を連ねている。

これら三集団の元和元年における家臣団構成（知行取のみ）をI表に示した。これらの知行高は全て仙台伊達家に仕えていた時のものであつて、総体的にみて、二百・三百石級の家臣が多く百石以下の家臣が皆無であることも考えあわせると、各個人の知行高は高いといわねばならない。なお、知行高が記されていない者も多く、宇和島へ入つて日が浅いため、未だ知行高が確定していなかつたのである。

宇和島藩では、これらの三集団を基礎として元和元年以後、近世的な家臣団を形成してゆくのである。

二 宇和島・吉田両藩家臣団の成立

前節でみたように、元和元年に宇和島へ入つた秀宗は中核となる三種

の家臣集団を備え、同藩家臣団の形成に務めた。なかでも、仙台伊達家に召抱えられていた時に有力な家臣であった山家・桜田などが、成立当初の宇和島藩の藩政を主導したことはいうまでもない。

さて、宇和島藩家臣団の拡大は、元和元年から開始した。その拡大運動がほぼ終了し、宇和島藩十万石に見合った形態を示すのは、慶安年間に入つてからのことである。明暦三年には、秀宗の五男宗純が吉田三万石を分知され⁽⁸⁾、その際宗純へ宇和島藩の家臣二四一名が付属されたが、これらの家臣は分人と総称された⁽⁹⁾。吉田藩では、これら分人が家臣団の基幹部分を形成し、貞享年間までに家臣団の再編成を終了した。なお、分知の結果、宇和島藩は十万石の領知が七万石に縮小し、それにしたがつて家臣数は減少した。

宇和島・吉田両藩家臣団の成立概要是右に述べた通りであるが、それではI・II表⁽¹⁰⁾を参考しつつ両藩家臣団の展開と、各年間の特質を考察することにする。

(1) 宇和島藩

藩主秀宗による宇和島藩の家臣団形成の成果があらわれてきたのは、元和四年に入つてからであつた。I表においてあきらかなごとく、元和四年と同八年の家臣団の形態は、ほぼ類似の形をとつており、双方を一括して元和年間の家臣団構成を見究めることにする。

知行高千石以上の家臣の中で、後見役の桑折氏は七千石を、侍大將の桜田玄蕃は千七百五十石を、家老の山家氏は千石を各々知行しており、桑折氏が藩内でも格別の高禄であった。同氏は元和八年においても同額の禄高を受けとり、桑折氏だけで宇和島藩知行取締高の一七%を占めた。

知行取家臣の中で、二百石から三百石の者が知行取締数の七七%に達するが、總知行高からみればこの階層は三二%にすぎず、桑折氏など千石以上の知行取家臣がわずか六名で三三%の知行高を持つとのと、好対称

をなしている。また、知行取家臣の総数は、元和元・同四年にくらべ元和八年は若干増加の傾向を示しているのに、知行総高は元和四年より二九三六石余減少した。これは、元和八年の場合、家臣団の中でも四百石以上の知行高をもつ家臣数に変化がないのに、百三十石級の知行取家臣が増したためである。また、一人当りの平均知行高が元和四年は三四二石余であるのに對し、元和八年のそれは二八五石余に低下した。

元和期の家臣団形成は、元和元年の原初的形態とくらべて二百石級の家臣数の増加が著しく、藩政の中核となるべき階層の形成に重点がおかれていたといえる。その一方では、高禄の家臣達を削減させることができず、藩財政とのかかわりあいも含めて、宇和島藩は寛永期に問題を残した。

それでは、次に、慶安三年の家臣団の形態について考えることにした。宇和島藩では、慶安年間に入つて諸士組分等が定められ、家臣団は四組・十衆に編成された⁽¹¹⁾。なお、正保四年には伊達氏初めての検地が岡谷兵右衛門を奉行として行われ、慶安四年には初めて定免制が施行されるなど、藩財政の整備及び藩体制の確立が進められた⁽¹²⁾。

さて、I表によつて明らかのように、元和元年以来、寛永年間を経過して家臣団は量的拡大を続行した。まず第一に、四百石以上の家臣の数量的変化が乏しいのに對して、二百・三百石級の家臣数は慶安に入つて著しく増加し、特にこの級の者達は元和元年にくらべて二倍以上に拡大した。一人当りの平均知行高をみてみると、慶安三年の場合二四九石余で、元和四年の時点よりも百石余減少し、一人当りの分限は小さくはなつたものの、千石以上の家臣が三名の一%でもつて知行総高の八%をしめ、二百・三百石の家臣は全知行取の八一%で知行総高の四四%にしか達せず、「分限の平均化」といわれる近世大名家臣団の傾向は未だこの時点ではあらわれていない。

既に記したように、明暦三年には宗純が吉田へ分知され、それとともに

なつて宇和島藩より家臣が分けられた。分人及び吉田藩家臣団の知行取の石高分布はⅡ表に掲げた。知行取が五七名、扶持・切米取が五六名との比率は同数であり、本藩の宇和島藩の比率が二・四対七・六（慶安三年の時点）であるのとくらべると、知行取が異様なほど多いことに気がつかれることであろう。分人については、吉田藩の項で詳述するので、ここでは触れない。

明暦三年の分知以後、宇和島藩の家臣団構成はどのように変化したであろうか。I表の寛文十二年の家臣団構成をみて、第一に注目されるのは、二百・三百石級家臣の驚くべき激減の状態である。総体的にも、慶安三年の時点と比較して三分の二の知行取家臣が寛文期に入つて宇和島藩から消滅したが、二百石を例にとれば、元和年間の三分の一、慶安三年の四分の一という激減ぶりである。しかし、四百石以上の知行をもつ家臣数は、元和年間からひき続き一五・一七名の間を上下しており、最上級家臣数の変化は二百・三百石級の知行取とくらべ極めて微々たるものであった。

また、千石以上の知行取は知行取総数の中で八%をしめるのに対し、知行総高では一三%の割合である。二百・三百石級の知行取の場合、知行取総数の中では四四%、知行総高では一四%と、慶安年間における同級の者の割合と較べ、総数においては約半減、総高は三分の一に減った。ところで、I表によれば、吉田へ分知後、宇和島藩ではほとんど家臣の補充をせず、むしろ寛文十二年に至つて知行取家臣は大幅な減少傾向さえみせた。それは、寛文六年の大洪水によって領内が甚大な被害を蒙った故、⁽¹³⁾新に家臣を召抱える財政的な余裕がなかったことも考えられるが、それよりも吉田へ三万石を分知した結果、減少した七万石の石高に相応した家臣数を保持しようとしたものと思われる。幕府の慶安の軍役令によれば、七万石に相当する家臣総数は一四六三名であつて、宇和島藩では寛文十二年の時点において一三八四名を召抱えており、不足気味

ではあるが、ほぼ軍役令に沿つた家臣数を保有した。

すなわち、宇和島藩では入部当初より十万石にみあらべき家臣団の形成に務め、家臣数は増加の一途をたどつた。それは慶安年間までに一応安定状態をみせるが、吉田分知によつて三万石が減少し、今度は七万石にふさわしい家臣数に再編成したのであつた。

(四) 吉田藩

吉田藩家臣団の基幹部分は、分知当時、分人によつて構成された。既に述べた如く、三万石領の大名にしては高禄の者が異様に多い。千三百石の井上五郎兵衛など、これはあくまでも宇和島十万石の藩士としての知行高であり、土芥寇讐記はこれらの家臣を指して「身上ニ応ゼザル高知ノ輩」と評しており、吉田にとってはまさに不釣合いのものであつた。しかも、分人の知行取の総知行高は一五五七〇石にのぼり、全藩領の五一%をしめた。Ⅱ表の構成分布をみてみると、井上五郎兵衛ほか五百石以上の者が知行取総数の一〇%であるのに、二百・三百石級の分人は六一%をしめて断然多い。

右のような状態においては、財政的にも藩体制の整備は全く困難になることが目にみえていた。宗純が分知の時点から、分人の淘汰を開始したのも、不思議ではない。貞享四年までの間に、分人の淘汰は、「暇下し」等の積極的な召放ちや跡目相続の不許可などの方法で以て実施された。⁽¹⁶⁾その結果、吉田藩において貞享四年の時点では知行取の分人及び分人の子孫で存続が可能であった者は二八名しかおらず、淘汰率は実に五〇%に達した。また、知行取のみならず扶持・切米取の断絶もあわせるところ、全体として五三%の分人及びその子孫が淘汰された。しかも知行取家臣は、石高において現状維持、もしくは減知（扶持・切米取への転下を含む）の措置にあつたのである。⁽¹⁷⁾

さて、淘汰の経緯をみてみると、井上五郎兵衛をはじめとする有力な分人は延宝年間に召放ちに会い、淘汰の嵐は天和年間にも続けて吹きま

くり、貞享末年に至つてようやく停止した。その一方では家臣の新規召抱えが扶持・切米取の者を中心として、延宝年間より開始し、貞享三年に頂点に達した。⁽¹⁸⁾ すなわち、吉田藩においては、延宝元年以来、分人の淘汰をおこなう一方、貞享年間にかけては家臣の新規召抱（扶持・切米取が主体）が活発化した。Ⅱ表にあきらかであるように、貞享四年の家臣団構成は分知時とは全く異り、知行取家臣が八名減少しているのに対し、扶持・切米取は二倍以上、足軽・小者にいたつては四倍弱の増加をみせた。

また、三百・四百・五百石級の家臣数においては全く変化がないのにくらべ、二百石級の者が激減しており、分人の淘汰は高禄の者だけでなくこの階層へも的を絞つて実行されたのである。なお、貞享四年の知行取家臣の一人当りの平均知行高は一六三石余であつて、分知時のそれよりも百石以上減少し、分限の縮小は激しかつた。

明和七年にいたつて、知行取家臣の分限はさらに縮小したが、その減少額はわずかであり、同家臣数の規模においても変化は余りなかつた。扶持・切米取及び足軽・小者の増加が貞享年間より続けられた結果、この時期において家臣総数は七八八名に達し、軍役令に定められた家臣数をはるかに上わざわつた。

吉田藩家臣団は、成立当初分人を構成母体としたものの、貞享年間までの期間に分人の淘汰と家臣の新規召抱えを同時的に進行させて、貞享四年には家臣団の再編成を終えた。扶持・切米取など輕輩の家臣召抱えは、ひきつづきとりおこなわれたが、吉田三万石に見合つた家臣団は、貞享四年において成立した。

三 宇和島・吉田両藩家臣団の構成

本節は、「宇和島藩諸士官禄年数帳」上・下を基礎史料として、本・支両藩家臣団の構成について検討を加えることにしたい。なお、本稿末の

宇和島・吉田両藩家臣団履歴表（Ⅲ表）は、年数帳をもとに作成した。家臣団構造を把握する上で明暦年間を選択した理由は、前節でも述べたように、元和元年以来、宇和島藩は十万石に見合う形で家臣団形成を実施したが、それがちょうど慶安・明暦の時期に至つて完成したことがあげられる。また、財政及び藩体制の整備も着々と進行し、一応、宇和島藩の藩体制は慶安より明暦を経過する時期に確立したといつてもよい。

ところが、明暦三年に入ると、吉田三万石の分知がおこなわれるため、宇和島本藩は七万石の藩領に縮小した。それ故、十万石領としての宇和島藩家臣団を論じることが可能なのは明暦二年までという説であつて、一応の安定をみた家臣団の由緒および吉田藩の分人を検討するには、明暦元年が相応しいと考えるのである。

さて、宇和島藩の家臣団は、大概次の八つの階層に分類することができる。すなわち知行取衆、中之間衆、在番衆（この階層は吉田藩に存在せず）、歩行衆、算用衆、鷹匠衆、台所衆、船頭衆で、足軽・小者・女中などのごく軽輩の者は除く。本節では、Ⅲ表を参考しつつ右の階層別に家臣の履歴を分析してその特質を把えてゆくことにしたい。なお、吉田藩の分人については、後に一括して述べることにする。

(1) 宇和島藩

知行取衆 宇和島藩の各階層の中で最も人数の多いのは知行取衆であつて、この衆は藩政を主導する役職を独占した。知行取衆とはいっても、Ⅲ表にもみえるように一五一名中の一四%が扶持・切米取である。しかし、扶持・切米取であつても、かつて親又は兄弟が知行取であった場合はこの衆から除外されることはなかつたので、知行取家臣として一括して論じることにする。

さて、知行取衆一五一名の中で、自分及び先祖を仙台伊達家の出身者として明示した者は三三%であつた。その内、五十七騎衆を出身階層として年数帳に記した者は、知行取衆の中の一%をしめている。なお、知行取衆のみならず中之間衆をあわせても、五十七騎衆であることを見明

記した者は一九名しかいない。これは、宇和島入部以来四〇年を経過した現在、五十七騎として出身を殊更に強調する意味が消滅したことを示唆している。つまり、五十七騎衆でも既に淘汰された者は別として、かつて同衆の一員であった者達が死んで次の世代へ移つている場合が多く、彼ら独自の家格意識が薄れてきた。しかも、明暦に入ると藩内において彼らの位置が安定してきたこともある、五十七騎を殊更に強調する意味も必要もなくなつたのであろう。

仙台伊達家出身の家臣とは別に、明暦元年までの期間に宇和島藩へ新に召抱えられた者は六七%に達する。その中で、親又は自己に旧主のあつた者は三六%，また、仕官の際口入人のあつた者が二一名いる。口入人の内訳は色々であるが、主に旗本及び宇和島藩の重臣であった。なかでも、柳生但馬守宗矩が口入して宇和島藩へ仕官させた者が多いのは興味深い。次に、旧主の分布はかなりの広がりをみせてはいるものの、加藤嘉明、戸田勝隆、富田信高、脇坂安治、一柳直盛などは、かつて領地が四国内に存在した大名で、特に富田氏や戸田氏は、秀宗入部以前に宇和島を領しており⁽²⁰⁾、この二氏が取潰しにあつた時、浪人した者が新に伊達家へ仕官した。なお、当家へ仕官した者は、必ずしも除封の結果浪人を余儀なくされた者達ばかりではない。転封の際とか、また旧主に特別な不満がない時でも主のもとをはなれて仕官しており、当時の大名の家臣召抱えは、かなり自由にかつ広範囲にわたつて実施されたことが窺われる。

当家へ仕官した親又は自己の仕官年は、知行取衆の場合、慶長から明暦元年までと非常に幅が広い。ここでは、一応、慶長・元和・寛永・正保以降の四段階に分けて考察する。

親及び自己の仕官年を明示した者は、知行取衆の中で百名おり、なかでも自己の仕官年を記した者が圧倒的に多数である。慶長年間に仕官した者が一三%，元和が一七%，寛永が五九%と、この三つの年代で九割近くをしめた。特に、寛永年間の家臣召抱えはすさまじく、仕官者の知

行高も井上五郎兵衛の千三百石から百石あたりまで広範にわたつている。知行取衆の場合、慶長・元和・寛永年間の内に、家臣団の形態はほぼ完了し、殊に寛永末年に至るまでの期間に基本的な量的増大運動を終了した。因みに、家督・相続者の年次をみてみると、寛永年間が最も多く、同年間は知行取衆の再生産の開始時点であるともいえるのである。

なお、知行取衆が明暦元年において就いた主な役職を一瞥して気がつくのは、藩政主導者層（桑折・桜田・神尾など）は別として、仙台伊達家出身者のみが要職を独占しているわけではないことである。郡奉行・算用方・浦奉行など、藩財政担当の役職には、寛永年間に召抱えられた新参者が数多く存在した。これは、宇和島藩が元和年間に成立した、當時としては新生の藩であるため、有能な人材を要職につかせる機会が他藩（たとえば仙台伊達家などの旧族大名）よりも、多かつたことを示している。

中之間衆 年数帳に記載された中之間衆の総数は四四名で、藩内においては知行取衆の次に位置するが、二名が知行取（松末十三郎が五石、大場新五右衛門が十石）である他は全員扶持・切米取である。就いた役職をみてもわかるように、中之間衆は知行取衆に次ぐ格を藩内で有していた。

中之間衆の中で、かつて仙台伊達家の家臣であった者は一三%にしかすぎない。また、「五十七騎衆」を記した者は二名であつて、中之間衆には新規召抱えの者が圧倒的に多い。新しく仕官した者の中で旧主のあつた者は八名、仕官の際に口入人の介添があつた者は一二名で比較的小なく、口入人は全てが宇和島藩の重臣であった。

仕官年次は寛永年間が六〇%をしめ、慶長・元和両年間の召抱えもあわせると八三%に達するので、この点においては知行取衆の形成過程と類似した形態をとっている。しかし、家督・跡目相続者が知行取衆に較べて極端に少なく、中之間衆は年若くして仕官した者が多いことを物語っている。

在番衆 在番衆とは、宇和島藩の交通の結節点及び軍事的に重要な地点に設置した番所に、常時詰めている家臣を指す。この衆の特徴としては家老の桑折氏にかつて仕えていた家来が多いことである。元和元年、⁽²¹⁾ 桑折景頼が宇和島へ入った時に、知行取の家臣十七騎が従ったといわれる。⁽²²⁾ その後、寛永十二年に桑折氏の知行七千石の内六千石を召上げられたため、この家来達は自動的に宇和島藩の家臣に組入れられたものと考えられる。なお、彼らがなぜ在番衆に編入されたのか、その理由は不明である。

歩行衆 歩行衆の総数は十五名で、その内仙台伊達家出身者は二名、かつて桑折氏の家来であった者が三名いる。寛永年間に仕官した者が圧倒的に多く、仕官の際に口入人が介在したのは九名であった。口入人は中之間衆と同じく宇和島藩の重臣のみであつて、須田彦右衛門が桑折氏の家来の口入人を専ら引き請けているのが注目される。なお、歩行衆全員が家督・跡目の相続をおこなつた者があつたが、寛永年も一名を除いて寛永年間に集中しているのは、かつて元和年間に召抱えられていた歩行衆は全て捨象され、寛永年間に於て新に編成されたことを示している。

算用衆 中之衆につぐ員数をもつのが算用衆である。仕官年次をみてみると、この衆は二つの型に分類することができる。すなわち、寛永年間に宇和島藩へ仕官した集団と、正保年代以降に仕官した者達である。前者は旧主のあつた者が多いのに対し、後者は全く旧主をもたず、しかも口入人の介添えもなく極めて平易に、かつ四国に在住する者を中心に召抱えが実施された。

鷹匠衆・台所衆 鷹匠衆の構成員は十二名であつて、その内七名が宇和島の出身、かつて仙台伊達家の家臣が二名存在する。仕官年の分布は、各年代にわたっている。台所衆は五名中四名の生國が宇和島で、生國・仕官年の二点に基準を置くかぎりでは、鷹匠衆とほぼ類似した傾向をみせた。しかし、鷹匠衆の中には仕官の際に口入人の介在している場

合が多いのに較べ、台所衆はそれが全く存在せず、この点においては、両者の性格には自ら差異があるといえよう。

船頭衆 生国が宇和島へ集中していた台所衆と違い、船頭衆の生国は全く多彩である。しかも旧主のあつた者が六割を超えており、口入人の介添えも多い。仕官年が元和元年に集中しているのは、秀宗が宇和島入部の際、尼崎から四国へ向けて出港する時に、船頭を多く召抱えたことによる。⁽²³⁾ また、寛永末年までに仕官した者が大多数をしめており、宇和島藩における船頭衆は知行取衆と同様、寛永末年までに基本的な形態を整えた。ところが、早期に仕官した者が多いため、家督・跡目相続者は八名おり、III表にもみえるように、船頭衆の七割近くの者が入部時とは異った新しい世代に移行している。

(4) 吉田 藩

年数帳に記載された分人は、五八名である。土芥憲讎記において、「無学無能ニ、人柄不宜カラ輩許ヲ勝り出シ遣ス故ニ、能キ人ナシ」と分人はきめつけられたが、同記の記載がはたして正当かどうか、また分人の出自はどのような特質をもつのかを基本的な問題点として、知行取衆と扶持・切米取衆の二つに分けて論じることにする。

知行取衆 年数帳によれば、知行取衆の内、約三割が明暦三年に分人として宗純へ付属させられた。この内、仙台伊達家の出身者は一三名、伊達家との関係を保持し、宇和島藩に残留した知行取衆の中に仙台伊達家出身は全体の三五%を占めているので、ほぼ同様の割合を持った。この点からして、分人の選考にあつたのは、仙台伊達家出身者を均等に分出、残留させようと意図したものと思われる。

人材の面において、土芥憲讎記のいうところの無能な人物ばかりを吉田へ移した事実はない。郡奉行・納戸役・算用方など、藩財政に關係する役職に就いた者も存在し、郡奉行においては三名がその役を経験してい

る。なお、仕官年の分布は広範にわたっており、家督・跡目相続者も約半数近く存在する。

扶持・切米取衆 中之間衆以下各衆の分人で年数帳に記載された者は八名しかいない。在番衆及び台所衆は一名も分人を出していない反面、船頭衆は十一名中四名を分出していて好対称をなしている。船頭衆を除けば、ほとんどが寛永年間に仕官しており、比較的新しい時期に仕官した者が多い。なお、仙台伊達家の出身者は八名中四名であり、知行取衆とくらべて、その分出率は高かった。

前節でも述べたように、吉田藩家臣団の再編成は貞享四年にいたって終了したが、新規召抱えの家臣が分人を量的にはしのぐことになった。新規に召抱えられた家臣の出自は、全く不明である。土芥寇讐記には「渡り侍、新参者ヲ召抱へ」とあり、別の記録には「不知筋目浪人」を召抱えたという表現があるので、吉田藩としては、低い禄で召抱えることが可能な人物をなるべく仕官させたのであろう。

なお、貞享四年の役職及び禄高の構成をみてみると、藩内で上級の禄高及び要職を独占しているのは、やはり分人及びその子孫であり、彼らは淘汰にあつたとはいえ、依然として吉田藩の主導者層であることに変化はなかつた。

一・二・三にわたって、宇和島・吉田両藩家臣団の成立と構成を論じてきたが、むすびとして右に述べたことをまとめ、残された若干の問題を掲げて本稿を終えることにしたい。

宇和島藩の家臣団は、元和元年に秀宗と共に宇和島へ入部した約百名の家臣を中心とした。この家臣は仙台伊達家より付属された者達であり、三種の集団から構成されていた。元和四年には家臣への給地配分も完了し、⁽²⁵⁾秀宗は家臣団の整備と拡大を本格的に実行に移した。寛永年間に知

行取家臣の新規召し抱えは頂点に達し、量的拡大運動は同末年まで続いた。それに対し、扶持・切米取家臣の新規召抱えは、寛永以降も続行したが、慶安年間に入つて宇和島藩は十万石の藩領に相当した家臣団を保有した。しかし、それも明暦三年の吉田分知後、藩領が七万石へ縮小した結果、寛文年間には軍役令に定めた七万石の規模の家臣数を持つことになつた。

支藩である吉田藩の家臣団は、本藩の宇和島藩から宛がわれた分人を構成母体としたものの高禄の者が多く、分知当初より分人を淘汰した。高禄の者は言うに及ばず、二百・三百石級の分人も淘汰の対象となり、約半数の分人が貞享四年までに同藩から消滅した。淘汰をおこなう一方では、家臣の新規召し抱えが延宝年間より始り、吉田藩においては貞享四年には三万石にみあつた家臣団が成立した。

さて、右の本・支両藩家臣団の成立過程において、量的に最も変動の激しかつたのは二百・三百石級の知行取家臣であつた。彼らは元和元年以来の家臣団規模拡大の中では家臣数増加の対象となり、吉田分知及びその後の縮小過程の中ではまっさきに削減の対象とされた。それに対し、四百石以上の知行をもつ仙台伊達家の出身者は、宇和島藩成立当初より量的には変化に乏しく、藩内において安定した立場を築いた。支藩の場合もこれと同様であり、淘汰の措置にあつたとはいえ、四百・五百石の分人が藩政の主導権を握り、本藩との連携をふかめた。

すなわち、本・支両藩の家臣団は、二百・三百石の知行取家臣を家臣団の規模拡大または縮小の調節点としてその内部に設置することによって、編成及び再編成が可能であったといえよう。また、両藩の家臣団は、本藩の場合は、仙台伊達家出身者と元和以降に召抱えた家臣、支藩は分人と明暦三年以降に召抱えた者との各二種類で以て構成した。既に述べた通り、藩政の主導層は本藩が仙台伊達家出身者、支藩は分人(吉田においては、仙台伊達家出身の分人が淘汰され、その有力者は乏しい)が形成したもの、新規召抱え家臣を要職に登用することが多く、つま

り宇和島・吉田両伊達家においては、ともに類似した方向性を保持して家臣団の整備に尽力したのである。

(28) なお、宇和島藩は元禄八年、幕府より許されて十万石の石直しに成功した。七万石から十万石の藩領に回復したわけであるが、それにあわせて家臣数は増加した。その際に実施した家臣の召抱えは、家臣団内部のいかなる階層において量的に顕著であったのか、また、召抱えた家臣の出自はいかなるものであったのか等、その再編成過程の究明を次の課題として残しておくことにする。

註
(1) 大日本史料第十二編之十七

(2) 右同

(3) 右同

(4) 大日本史料 第十二編之三十三。山家は元和六年六月三〇日に、一族誅滅の災にあった。なお、その際に五十七騎衆の中で二名が山家と共に討たれた。

(5) 五十七騎は必ずしも五七名で構成されていたわけではなく、五一名と記す場合もあり、構成員名にも史料によつて若干の食違いがある。

(6) 「秀宗様十三歳被成御附候侍帳」(宇和島伊達文化保存会所蔵)

(7) 「秀宗様御小姓衆」(宇和島伊達文化保存会所蔵)

(8) 寛政重修諸家譜 第十二

(9) 「郡鑑」(宇和島市立図書館所蔵)

(10) I 表は、各年間の宇和島藩分限帳をもとに作成し、II 表は「分人之覧」と吉田藩分限帳をもとに作成した。

(11) 宇和島・吉田両藩誌 六八頁

(12) 物語藩史、宇和島藩 四四三頁

(13) 「郡鑑」(宇和島市立図書館所蔵)

(14) 吹塵録 II 軍役の部

(15) 土芥寇讎記 四七七頁

(16) 「分人之覧」(宇和島伊達文化保存会所蔵)

(17) 右同 (宇和島伊達文化保存会所蔵)

(18) 「吉田藩分限帳 貞享四年」(宇和島伊達文化保存会所蔵)
(19) 「宇和島藩諸士官禄年数帳」を、以下年数帳と記すことにする。

(20) 吉田町誌 五一～五五頁
(21) 青野春水 宇和島藩知行制補考(新居浜国立工専紀要一〇)

(22) 右同
(23) 「年数帳」下
(24) 土芥寇讎記 四七七頁
(25) 右同
(26) 「吉田内訌一件」(宇和島伊達文化保存会所蔵)
(27) 「伊達家御歴代事記 天正十九年ヨリ明暦三年マデ」(宇和島伊達文化保
存会所蔵)

(28) 寛政重修諸家譜 第十二
(29) 寛政重修諸家譜 第十二
(30) 吉田町誌 五一～五五頁
(31) 右同
(32) 「年数帳」下
(33) 土芥寇讎記 四七七頁
(34) 右同
(35) 「吉田内訌一件」(宇和島伊達文化保存会所蔵)
(36) 「伊達家御歴代事記 天正十九年ヨリ明暦三年マデ」(宇和島伊達文化保
存会所蔵)

I 表 宇和島藩家臣団石高分布

各年度 石 高	元和元	元和4	元和8	慶安3	寛文12
~1000	4	6	4	3	5
~ 700	3	3	3	2	2
~ 500	3	3	3	5	5
~ 400	1	4	6	3	3
~ 300	16	20	18	42	6
~ 200	37	65	64	87	20
~ 150	3	12	17	12	11
~ 100		4	7	4	5
~ 0		0	2	0	1
扶持・切米取		775		490	359
足軽・小者		1,714		1,300	967
計	知行取のみ	67	2,606	知行取のみ	130
				1,948	1,384

II 表 吉田藩家臣団石高分布

各年度 石 高	明暦3	貞享4	明和7
~1000	2		
~ 700	1		
~ 500	3	2	1
~ 400	2	2	3
~ 300	7	6	2
~ 200	35	6	10
~ 150	4	14	5
~ 100	1	13	21
~ 0	2	3	8
扶持・切米取	56	120	195
足軽・小者	128	503	543
計	241	672	788

III 表 宇和島・吉田両藩家臣団履歴表

摘要 姓 名	禄高(石) (明暦元年)	親又は自 己の生國	親又は自己 の旧主	親の当 家のへの 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の 相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分人	吉田で取 消しにあ つた者 (貞享4 年迄)
知行取衆 桑折左衛門	1000	仙台				家老		承応元	大手番		
井上五郎兵衛	1300	会津		寛永3		貞山公付		正保3	正保3	○	⊗
松根一郎右衛門	300	筑後				57騎		正保4	左京様付		
山崎式部	1000	仙台				大殿様部屋 住		慶安元	大手番		
永沼四郎兵衛	300	宇和島				侍大将		正保元	升形番	○	
須田彦右衛門	500	福島				柳生但馬守		慶長17	江戸留守居		
神尾勘解由	700	武州				柳生但馬守		寛永9	加判役		
桜田監物	1400	仙台	遠藤但馬守			侍大将		元和2	江戸詰	○	
朝倉内蔵助	800	大和				柳生但馬守		寛永18			
尾川孫左衛門	1000	近江	松平阿波守	寛永10		間宮勝五郎		寛永6	歩行頭	○	⊗
古谷九大夫	500	上総	木下淡路守			貞山公付		寛永18	板橋番		
二宮久左衛門	1000	宇和島				加判役57騎		正保元	大手番		
清水勘右衛門	800	宇和島				柳生但馬守		寛永17		○	
大江六左衛門	300	宇和島	伊達政宗	元和4		町奉行		承応3			
梶田権兵衛	500	宇和島				奥州様譜代		寛永20	旗奉行・横 目		
大内源左衛門	200	仙台				伊藤肥前守		慶長19	勘定横目		
松下求馬	250	仙台				57騎		伊達譜代	鑓大將	○	
大和田五郎左衛門	300	仙台				奥州様譜代		寛永4	鑓大將	○	⊗
中嶋次郎兵衛	300	仙台				57騎		57騎	物頭		
小嶋左馬之允	200	仙台				大殿様部屋 住		寛永20	他国使者		
今泉与惣右衛門	250	仙台	佐久間備前 守 加藤左馬之 助			高山主水		元和8	江戸表取次 番		
綱代清左衛門	300	山城				古谷九太夫		寛永7	浦方支配		
楳垣助三郎	200	予州越智				荒地奉行57 騎			郡奉行	○	
井上治兵衛	200	甲州				57騎		寛永9	郡役		
船山分六	300	仙台				57騎		寛永19	郡役		
鬼生田惣右衛門	302	仙台				慶長16			足輕大將		
諫訪主水	200	会津									

摘要 姓名	禄高(右) (明暦元年)	親又は自 己の生園	親又は自己 の旧主	親の当 家への 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の 相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分人	吉田で取 消しにあ った者 (貞享4 年迄)
桜田 平左衛門	220	駿州府中				仙台からの 十騎	慶長17		切手番	○	
飯瀬 助左衛門	300	宇和島	稻葉淡路					承応2	小人預	○	
勘使河原弥五右衛門	200	勢州田丸					寛永16		船手頭		
松田 一郎兵衛	300	和州高取					寛永19		大坂屋敷番		
寺坂 権之助	200	仙台					寛永20		横目	○	
加幡 善兵衛	400	山城	古田織部・ 徳永左馬助				寛永6		町奉行		
大関 源右衛門	200	相馬							涼山様付		
吉見 長左衛門	300	山城	村上周防守				寛永3		江戸供番		
田中 伝左衛門	200	豊後	出雨中務少輔				元和元		奏者番		
山内 八左衛門	300	仙台					元和元		代官・町奉 行		
戸田 藤左衛門	400	伊勢	閑長門守	元和7	柳生但馬守	大殿様付		寛永15	郡奉行	○	
鈴木 源兵門	200	仙台						元和12	銀奉行		
梶田 又兵衛	200	伊勢	富田信濃守				寛永3		船手		
加藤 市右衛門	250	勢州	一柳監物				寛永13		算用横目		
勘使河原与一右衛門	200	勢州	内藤左馬助				寛永12		他国御供	○	⊗
尾田 又左衛門	250	備後	松平下総守				寛永19		江戸代番	○	
梶谷 一郎左衛門	200	豊後	近勝様				寛永9		石垣奉行		
味木 半兵衛	300	越前					寛永20		旗奉行		
中井 九郎左衛門	300	若狭	毛利攝津守	寛永9	岩口帶刀				江戸番		
望月 八郎左衛門	200	甲賀	京極若狭守				正保2		江戸御供		
原田 三郎右衛門		仙台				57騎			鎌衆		
安藤 優大夫	300	奥州相馬					政宗家来	寛永10	鎌奉行	○	
桜田 千太郎	200	宇和島					仙台の者				
大原 小左衛門	310	宇和島				57騎		承応3			
星弥 一兵衛	200	宇和島					奥州譲代	慶安2	江戸供番		
中川 忠兵衛	200	宇和島						承応3	左京様奉公		
今橋 猪兵衛	200	勢州					寛永13		外様奉公	○	
小野寺 弥五左衛門	250	駿州					寛永17		広間番	○	
桜田 分右衛門	200	宇和島				57騎		寛永20	近習		
鈴木 藤右衛門	300	宇和島								○	⊗
高橋 左太夫	200	武州				大殿様付				○	⊗
和田 源大夫	300	仙台				大殿様付		寛永13			
岡谷 兵大夫	300	甲州				貞山公奉公		寛永7	兵具役		
鶴田 孫右衛門	200	宇和島				57騎		寛永19	広間番		
宮川 金左衛門	200	宇和島					貞山公奉公				
伊藤 九右衛門	200	攝津		元和3			57騎		元和4	勘定役	
曾原 治右衛門	5人分20	淡路	脇坂中務					寛永16		納戸役	
国安 太郎左衛門	200	奥州岩城	島井左京亮					寛永15		郡奉行	
松宮 彦左衛門	300	大和	本多佐渡守					元和元		算用所	
黒沢 作左衛門	200	武州				大殿様付			山奉行		
志村 権右衛門	200	宇和島							兵具方		
中川 長七	200	武州		慶長13			57騎		寛永6		
朝倉 所左衛門	200	越前							兵具方	○	⊗
林辺 善大夫	200	本多甲斐守					貞山公奉公	寛永11	江戸御供		
遠藤 審右衛門	200	仙台					57騎	元和9	宗時様付		
中川 喜大夫	180	武州						寛永10	城番		
									城屋敷番		
									江戸御供		
									正保3		

摘要 姓名	禄高(石) (明暦元年)	親又は自己の生國	親又は自己の旧主	親の当家への仕官年	仕官の口入人	親の主な役職・階級	自己の仕官年	家督・跡目の相続年	現在の主な役(明暦元年)	吉田への分人	吉田で取扱した者(貞享4年迄)
高月半左衛門	200	攝津	松平宮内少輔			寛永5					
富沢宇右衛門	200	大坂				元和9			小姓頭		
三瀬長右衛門	200	宇和島				元和6					
金原弥右衛門	200	三河	松平将監			寛永5			作事奉行	○	
姥岐内蔵之允	200	仙台				寛永8			作事役		
里見才兵衛	150	出羽	最上出羽守			寛永5			郡・浦奉行	○	
里見与五右衛門	200	武州	土井大炊頭		中条帶刀	寛永16	正保3		広間番	○	
永井采女	200	宇和島				元和2					
小関市太夫	150	宇和島				慶安2					
船山武左衛門	180	仙台		慶長11		奥州様譜代	寛永7		江戸代番		
松木作右衛門	200	仙台		寛永20		高山弥左衛門	寛永20				
荒木八郎右衛門	200	紀伊					寛永11				
安藤七兵衛	200	武州					寛永3			○	⊗
桜田小右衛門	150	仙台				大殿様付	慶長5		銀役		
青木勘左衛門	200	伊達郡					慶長5				
上田九郎右衛門	200	江州				奥州様譜代	寛永10		馬屋横目		
上野弥次右衛門	200	仙台		寛永20		遠江守付	寛永3		作事御用		
三浦太兵衛	180			慶長19			寛永3		城番		
三宅鑑之允	200	土州	富田信濃守			57騎					
常葉七左衛門	150	仙台				大殿様部屋住	寛永8		広間番		
船山治左衛門	150	武州				桜田玄蕃寄騎	寛永8		勘定横目		
原権平	6人分5	淀		寛永14			寛永17		広間番		
園万太郎	6人分20	宇和島					明暦元				
佐藤孫助	150	仙台		寛永20			寛永20				
堀原久助	150	出雲	堀尾山城守		元泉勝太夫		寛永15		小物郡役		
山田七右衛門	150	米沢	堀丹後守		岩口了沢		寛永15		郡役		
富田弥次兵衛	100	仙台				仙台らの12騎	正保4				
日野弥右衛門	150	仙台					寛永15				
浅見藤右衛門	100			新庄越前守						○	⊗
芝又兵衛	100	仙台				譜代不断衆					
斎藤助大夫	5人分10	会津					正保元		村目付	○	⊗
久徳七兵衛	5人分10	宇和島					寛永11		虎之間番	○	⊗
戸田十次郎	7人分25	出羽	鳥井左京亮		小出大隅守		寛永15		虎之間番		
涌谷七郎左衛門	10人分20	仙台	陸奥守								
伊藤与左衛門	7人分12	豊後					正保元		郡奉行		
遠藤八右衛門	5人分10	美濃	遠藤備前守		宍戸弥左衛門		正保2				
大内万右衛門	7人分10	仙台					奥州様家來				
松木源五兵衛	5人分10	仙台					慶安元				
木田弥右衛門	320	近江					寛永8		村横目		
桑折但馬	300	仙台					寛永元				
永沼兵部	300	仙台					元和9				
岩口了宅	500	近江							加判役	○	
岩口小源太	200	宇和島									
樋口源太左衛門	300	安濃津	戸田左門				慶安2				
園谷伊之松	200	武州		寛永16				慶安元		○	
鯨岡市三郎	7人分	宇和島						慶安4	鐵治奉行	○	⊗

姓名	摘要	禄高(石) (明暦元年)	親又は自 己の生國	親又は自己 の旧主	親の当 家のへの 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分人	吉田で取 消しにあ つた者 (貞享4 年迄)
丸山道著		300	播州龍野					寛永2				
鈴木治大夫		100	佐和山		慶長14			寛永12			○	
須田隼人		700	江戸					寛永16				
栗野四郎右衛門		300	仙台				秀宗付					
甲斐織部		500	江戸					寛永7	秀宗小姓	○		
大森忠左衛門		200	山城					元和7	扈從頭			
服部安右衛門		200	伊賀					寛永16	使番		○	⊗
萩原仁左衛門		200	上野安中						左京様付			
山田見益		100	京都		寛永9	須田彦右衛門 奥戸弥左衛門			慶安3			
丸尾清庵		200	播磨					慶長18	依躰			
吉見玄良		200	長門					寛永9				
常山為三		200	備前					寛永14				
大石春伯		300	京都					正保元				
志村ト庵	10人分30	淡路	脇坂中務					寛永元			○	⊗
真柳勘兵衛		300	宇和島				57騎		寛永19			
小波新九郎		200	宇和島		寛永2				寛永21	扈從間		
浅野長兵衛	4人分	武藏						寛永18				
二階堂牛之助		200	山城		元和元	大江六左衛門			寛永17			
山下金太夫	4人分5	京都			慶長19			寛永15				
稻井仲庵		京都			元和9	甲斐織部			寛永元	医師		
中垣甚五兵衛		100	近江						承応3	納戸役		
三輪清助		200	宇和島					寛永6				
涌谷市十郎		100	宇和島				57騎					
松宮吉兵衛		200	江戸	松平周防守				寛永11			○	⊗
大森寿閑	6人分20	宇和島						寛永20			○	
宮崎左助	4人分10	宇和島						元和9		広間番		
片倉十三郎	4人分10	江戸						慶安4			○	⊗
後藤三十郎	4人分	宇和島								奥小姓		
三浦瀬兵衛	6人分15	宇和島				須田隼人			寛永17		○	⊗
志村助五郎	4人分50	宇和島							正保4			
菊地仁助	5人分10	宇和島							正保元	納戸役		
高間八夫夫	150	雲州	堀尾山城守						正保4			
中之間衆												
武田源右衛門	4人分4							慶長13		城常番		
田手塗之助	4人分5							元和元		本丸番		
松坂半助	7人分20						遠江守付			山役		
梅津半右衛門	5人分6							寛永13				
山村伊兵衛	5人分15						貞山公奉公			桶支配役		
河原与惣兵衛	4人分5						仙台よりの者			城常番		
矢嶋分九郎	7人分10						57騎			足軽差引役		
藤井七右衛門	4人分20	備後					正宗足輕奉公	寛永9		納戸役		○
徳弘五兵衛	7人分20	土州							元和元	台所役		
松田与左衛門	6人分10	勢州	富田信濃守						元和2	郡役		
小木藤左衛門	6人分10	山城	福島左衛門大夫						元和元	台所横目		
宮崎九左衛門	5人分8	伊賀	甲斐織部						寛永3	蔵奉行		
杉山孫兵衛	5人分10	三河	紀伊国様				岩口帶刀		寛永7	広間番		
									寛永9	兵具役	○	

摘要 姓名	禄高(石) (明暦元年)	親又は自 己の生國	親又は自己 の旧主	親の当 家への 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の 相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分人	吉田で取 消しにあ つた者 (貞享4 年迄)
松末十三郎	5	土州			二宮二右衛門 須田彦右衛門		寛永10 寛永10 寛永11 寛永14 寛永14 寛永4 寛永15 寛永15 寛永15 寛永16 寛永16 寛永16 寛永16 正保2 正保元 承応元 寛永19 慶安3 慶安3 元和8 慶安2 慶安2 正保2 正保2 寛永9	石垣普請役 蔵役 俵物払方 馬医 蔵役 普請下奉行 村横目 井手川除役 江戸御供 馬乗雇分 中之間番 広間番 万吉様供 右筆 沖島常番 日振常番 佐田常番 深浦常番 櫻谷常番 築奉行 蔵横目 櫻崎横目 公義普請小 奉行 吳服役 闕所役 作事証人			
永井理左衛門	4人分5	宇和島			須田彦右衛門	譜代					
吉田作右衛門	4人分10	土州			須田彦右衛門 大江六左衛門 二宮治右衛門						
武田次郎右衛門	5人分10	仙台									
太才六郎左衛門	7人分12	奥州			宍戸弥左衛門					○	⊗
小関理右衛門	5人分10	仙台			古谷九大夫						
田代弥右衛門	4人分7	仙台				57騎					
中川四郎兵衛	8人分15	伊勢	宮田信濃守								
今橋久兵衛	4人分5	土州	伊勢和泉守								
村田彦之進	6人分15	武藏	稻葉淡路守								
法華津茂右衛門	6人分10	日向									
井上治郎右衛門	6人分15	会津									
須藤少右衛門	7人分20										
東海林九郎右衛門	6人分10										
大場新五左衛門	10										
河原三郎四郎	3人分										
富田九郎左衛門	4人分8										
田口三右衛門	6人分10	上野	鳥井土佐守								
黒沢七之進	2人分	宇和島									
黒沢五郎左衛門	5人分7	仙台									
小川牛之助	4人分5	江戸									
富沢与兵衛	10人分										
梯嶋左平次	3人分										
武井清十郎		宇和島									
栗野三郎左衛門	5人分10	仙台									
里見長次郎	8人分10	宇和島									
千葉又兵衛	5人分10										
令泉嘉兵衛	6人分20	宇和島									
沼田源六	10人分20	播磨									
在番衆											
清家兵左衛門	8人分5	宇和島									
梶谷吉兵衛	4人分5	宇和島									
今井権左衛門	6人分12	尾張	加藤式部少								
瀧波弥次郎	4人分7	仙台									
佐藤左内	4人分7	仙台									
須藤半右衛門	4人分7	奥州									
歩行衆											
伊藤十助	5人分8	仙台									
加藤与助	4人分5									○	⊗
猪股佐左兵衛	3人分										
川口藤右衛門	4人分7	土州									
中村平太夫	5人分10	与州									
森伝兵衛	4人分8	伊予松山									
大沢嘉左衛門	6人分25	下野那須									
田代徳左衛門	4人分7	宇和島									
八巻源助	4人分7	仙台									

姓名	摘要 禄高(石) (明暦元年)	親又は自 己の生國	親又は自己 の旧主	親の当 家のへの 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の 相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分人	吉田で取 漬しにあ った者 (貞享4 年迄)
渡辺勝助	4人分7	仙台			須田彦右衛門	桑折左衛門付	寛永15				
斎小右衛門	4人分6	宇和島			須田彦右衛門		寛永13		蔵横目		
西田平右衛門	4人分7	大坂			朝倉内蔵助		寛永14		買物役		
山本吉左衛門	5人分20	越前	松平周防守		二宮治右衛門		寛永18		中之間番	○	⊗
堀江平兵衛	4人分8	土州					寛永20		杣崎横目		
幕内左馬之允	5人分7						寛永12		花畠豊請払		
算用衆											
古田源之進	3人分2	宇和島		元和3			寛永16				
吉田三郎兵衛		和州			甲斐織部		寛永5		蔵横目		
岡正右衛門	5人分10	宇和島		寛永11					正保4		
岩木勘之丞	4人分10	宇和島					寛永14				
藤好市右衛門	4人分3		松平土佐守	寛永14	桜田玄蕃				正保4	伝馬札役	
辻理左衛門	5人分10	伊勢		寛永14					慶安4		
水地利右衛門	5人分5	宇和島		寛永16					慶安2	伝馬札役	
越川勘平	5人分9	松山	加藤左馬助	寛永19							○
山村五左衛門	5人分10	日向	高橋右近	寛永20							
井関喜兵衛	5人分10	宇和島							正保3	山畑年貢納方	
山口三之丞	4人分5	勢州		正保2					慶安3		
佐々母兵衛	5人分8	土州							正保2	切手番	
佐藤与一郎	4人分5	宇和島							承応元		
芝惣兵衛	4人分5	宇和島							承応2		
高田十助	4人分5	京都							承応3		
村井分之丞	4人分5	宇和島							明暦元		
鷹匠衆											
関九郎兵衛	5人分8	宇和島	富田信濃守		舞柳主馬				元和元		
小川善右衛門	4人分5	伊勢	富田信濃守						元和元		
宮部勘九郎	4人分5	宇和島		元和8					寛永4		
川口勘九郎	5人分8	宇和島		元和6					正保元		
池田新五兵衛	4人分5	宇和島		寛永2	青木勘左衛門				寛永20		
安達甚作	5人分7	仙台							寛永15		
鉢木甚九郎	4人分5	仙台							寛永16		
関新十郎	4人分5	宇和島			宍戸弥左衛門				寛永19		
北嶋仁助	4人分5				鶴六十右衛門				正保元		
松本太郎兵衛	4人分4	大和	桑山加賀守		古谷九太夫				正保2		
関吉之允	3人分4	宇和島			小原三左衛門				慶安3		
甲斐左源太	3人分4	宇和島			古谷九大夫				慶安4		
台所衆											
森田与左衛門	5人分12	土佐中村			神尾勘解由				元和9	闕所奉行	
田辺太郎右衛門	4人分7	宇和島							寛永19		
青木久兵衛	4人分5	宇和島							寛永9		
休加	4人分5	宇和島							寛永11		
長円	4人分5	宇和島							寛永21		
船頭衆											
木瀬六之進	4人分10	淡州福浦	富田信濃守	元和元	山家清兵衛				寛永10	召船船頭	
宗田藤左衛門	4人分10	阿州	阿波守	元和元	二宮治右衛門				寛永5		
宮本惣右衛門	4人分6	讃州塩分		元和元	栗野豊後守				元和9		

摘要 姓名	禄高(石) (明暦元年)	親又は自 己の生國	親又は自己 の旧主	親の当 家のへの 仕官年	仕官の口入人	親の主な役 職・階級	自己の 仕官年	家督・ 跡目の 相続年	現在の主な 役(明暦元 年)	吉田へ の分入	吉田で取 漬してあ った者 (貞享4 年迄)
矢野 関 大 夫	4人分10	淡 州	池田武蔵守	元和元	脇坂中務	寛永10	寛永11			○	
前川 善左衛門	4人分15	備 前	筑前中納言	元和元	宍戸弥左衛門・甲斐織 部	正保2				○	
村田 善右衛門	4人分 6	宇和島	富田信濃守	元和元	森段右衛門	元和5	正保2			○	⊗
野村 弥 兵 衛	4人分 6	讃 州	福島左衛門 大夫				寛永10	寛永16			
高月 小左衛門	4人分 6	豊後府内					寛永13	慶安4			
川野 少左衛門	4人分 6	豊後佐伯	藤堂和泉守	元和元				正保3			
木城 忠 兵 衛	4人分 6	松 山		寛永4							
宮本 垣左衛門	4人分 6	讃 州		寛永12							